

車両系建設機械（解体用）運転技能講習

登録番号
1-15

●講習期間／1日間（9：00～17：30）

終了時刻は予定時間であり延びる場合があります。

機体重量が3トン以上の解体用機械で動力を用いかつ不特定の場所に自走することができるものの運転の業務に必要な講習です。（道路上を走行させる運転を除く）

平成25年7月1日より、つかみ具や鉄骨切断機等のアタッチメントを装備する解体用建設機械も対象となりました。

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市セツ島）

定員

講習日	令和5年5月1日(月)	20名
受付日	令和5年3月20日(月)～3月24日(金)	
講習日	令和5年6月12日(月)	20名
受付日	令和5年5月15日(月)～5月19日(金)	
講習日	令和5年7月7日(金)	20名
受付日	令和5年6月5日(月)～6月9日(金)	
講習日	令和5年8月17日(木)	20名
受付日	令和5年7月18日(火)～7月21日(金)	
講習日	令和5年9月26日(火)	20名
受付日	令和5年8月28日(月)～9月1日(金)	
講習日	令和5年10月2日(月)	20名
受付日	令和5年9月4日(月)～9月8日(金)	
講習日	令和5年11月6日(月)	20名
受付日	令和5年10月10日(火)～10月13日(金)	
講習日	令和6年2月13日(火)	20名
受付日	令和6年1月15日(月)～1月19日(金)	
講習日	令和6年3月18日(月)	20名
受付日	令和6年2月19日(月)～2月22日(木)	

受講対象者

満18歳以上の方で、車両系建設機械（整地等）
運転技能講習修了者
（申し込み時、修了証の写しが必要です。）

受講料・テキスト代 （税込み合計金額）

- ・ 会員事業所 ⇨ 18,590円（10%税1,690円込）
- ・ 一般 ⇨ 19,030円（10%税1,730円込）

内訳 ・ 受講料 ⇨ 17,600円
・ テキスト代 会員 ⇨ 990円
一般 ⇨ 1,430円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

- 学科 (1)作業装置の構造、取り扱い、作業方法の知識（2時間）
(2)運転に必要な一般知識（30分）
(3)関係法令（30分）
(4)学科修了試験（50分）
- 実技 (1)作業装置の操作（2時間）
(2)実技修了試験

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

人材開発支援 助成金

助成金を利用できる講習です。（P28参照）

修了証

所定の講習科目を修了し、学科及び実技試験に合格された方に即日又は郵送により修了証を交付します。

労働安全衛生法施行令 別表第七 建設機械（第十条、第十三条、第二十条関係）

一～五 省略

六 解体用機械

1 ブレーカ

2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

労働安全衛生規則

（定義等）

第百五十一条の百七十五 この節において解体用機械とは、令別表第七第六号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。

2 令別表第七第六号2の厚生労働省令で定める機械は、次のとおりとする。

- 一 鉄骨切断機
- 二 コンクリート圧砕機
- 三 解体用つかみ機

新たに追加された解体用建設機械のアタッチメント（下）



厚生労働省HPより

お知らせ

旧・解体用の技能講習修了証（平成25年7月1日の法改正前に実施したもの）をお持ちの皆様へ

平成25年7月1日の法改正により、解体用つかみ機・鉄骨切断機・コンクリート圧砕機（上図参考）が解体用機械に加えられました。これらの機械の運転には法改正以降に実施する車両系建設機械（解体用）運転技能講習の修了が必要です。法改正前の修了者（修了証）につきましては下記のような取扱いとなります。

法改正（平成25年7月1日）前に取得した車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了証について

従来通り、ブレーカの運転業務に就くことができます。

鉄骨切断機
（鉄骨を切断）コンクリート圧砕機
（コンクリート構造物を砕く）解体用つかみ機
（木造工作物を解体）

厚生労働省HPより

新たに加えられた解体用機械（鉄骨切断機・コンクリート圧砕機・解体用つかみ機）の運転業務に就くには、車両系建設機械（解体用）運転技能講習を再度受講し、修了する必要があります。